

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案

平成 24 年 8 月
消費者庁
消費者制度課

消費者被害（特に財産的被害）は、事業者との取引により相当多数の消費者に集団的に生じる傾向にあります。これに対し、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自ら被害の回復を図ることには困難を伴う場合が少なくありません。

こうした状況を踏まえ、消費者に生じた被害を一括して実効的に回復するための民事裁判手続及びその手続を追行する特定適格消費者団体の認定制度等の創設をする集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、以下のとおり検討しております。

第 1 本制度案における用語

1 消費者

個人（事業を行う場合におけるものを除く。）をいうものとする。

2 事業者

法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人をいうものとする。

3 消費者契約

消費者と事業者との間で締結される契約（労働契約を除く。）をいうものとする。

4 共通義務確認の訴え

事業者が、相当多数の消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいうものとする。

5 対象債権

共通義務確認の訴えにおいて確認する金銭の支払義務に係る請求権をいうものとする。

6 対象消費者

対象債権を有する消費者をいうものとする。

7 簡易確定手続

共通義務確認の訴えに係る訴訟（以下「共通義務確認訴訟」という。）の

結果に基づき、対象債権として裁判所に届出があった債権の存否及び内容を確定する裁判手続をいうものとする。

8 届出債権

簡易確定手続において、対象債権として裁判所に届出があった債権をいうものとする。

9 届出消費者

届出債権を有する消費者をいうものとする。

10 異議後の訴訟

簡易確定手続における届出債権についての請求を認容し、又は棄却する決定（以下「簡易確定決定」という。）に対して適法な異議の申立てがあった後の当該請求に係る訴訟をいうものとする。

11 被害回復裁判手続

共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続及び異議後の訴訟の手続並びに特定適格消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義による民事執行の手続及び特定適格消費者団体が債務名義を取得することとなる対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続（これらの手続に関する訴訟手続を含む。）をいうものとする。

12 被害回復関係業務

被害回復裁判手続に関する業務（簡易確定手続についての授権又は異議後の訴訟についての授権を得てした対象債権に係る裁判外の和解を含む。）、当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務、当該業務に付随する対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の引渡しに係る業務をいうものとする。

13 特定適格消費者団体

被害回復関係業務を行うのに必要な適格性を有する法人である適格消費者団体（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 4 項の適格消費者団体をいう。以下同じ。）として第 3 の 1（1）の内閣総理大臣の認定を受けた者をいうものとする。

第 2 被害回復裁判手続

1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

（1）共通義務確認の訴え

- ① 特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する契約上の債務の履行の請求、不当利得に係る請求並びに契約上の債務の不履行による損害賠償、瑕疵担保責任に基づく損害賠償及び不法行為に基づく民法（明治 29 年法律第 89 号）の

規定による損害賠償の請求（これらに附帯する利息又は損害賠償の請求を含む。）に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができるものとする。

- ② 損害賠償の請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えは、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものについて生じた損害（当該消費者契約の目的となるものが役務であるときは、当該役務の対象となった財産について生じた損害及び当該役務の提供がないこと等により生じた当該役務に代わるべき役務の提供を受けるための費用に関する損害）又は消費者契約の目的となるものの対価に関する損害に係るものである場合に限り、提起することができるものとする。
- ③ 契約上の債務の履行の請求、不当利得に係る請求及び不法行為に基づく民法の規定による損害賠償以外の損害賠償の請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、消費者契約の相手方である事業者を被告とし、不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、消費者契約の相手方である事業者若しくはその債務の履行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ若しくは当該勧誘を助長する事業者を被告とするものとする。
- ④ 裁判所は、共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても、事案の性質、当該判決に基づく簡易確定手続において必要となる審理及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において届出債権の存否及びその内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

（２）訴訟の目的物の価額

共通義務確認の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなすものとする。

（３）訴状の記載事項

共通義務確認の訴えの訴状には、対象債権及び対象消費者の範囲を記載して、請求の趣旨及び原因を特定しなければならないものとする。

（４）管轄及び移送

- ① 共通義務確認訴訟については、民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）第 5 条（第 5 号に係る部分を除く。）の規定は、適用しないものとする。
- ② 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては不法行為があった地、その余の請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについ

ては、義務履行地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとする。

- ③ 対象消費者の数が 500 人以上であると見込まれるときは、②又は民事訴訟法第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 5 号の規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、対象消費者の数が 1000 人以上であると見込まれるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、共通義務確認の訴えを提起することができるものとする。
- ④ 二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、共通義務確認の訴えは、先に訴えの提起があった地方裁判所が管轄するものとし、その地方裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。
- ⑤ 裁判所は、共通義務確認訴訟がその管轄に属する場合においても、他の裁判所に事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認訴訟が係属している場合において、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所に移送することができるものとする。

(5) 弁論等の必要的併合

同一の共通義務確認訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならないものとする。

(6) 対象消費者による参加の禁止

対象消費者は、共通義務確認訴訟に参加することができないものとする。

(7) 確定判決の効力が及ぶ者の範囲

共通義務確認訴訟の確定判決は、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び対象消費者の範囲に属する届出消費者に対してもその効力を有するものとする。

(8) 共通義務確認訴訟における和解

特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟の目的である第 1 の 4 の義務の存否について、訴訟上の和解をすることができるものとする。

(9) 再審の訴え

共通義務確認の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して対象消費者の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、他の特定適格消費者団体は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服

を申し立てることができるものとする。

2 対象債権の確定手続（簡易確定手続及び異議後の訴訟）

（1）簡易確定手続の当事者等

簡易確定手続は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾（第1の4の義務が存することを認める旨の和解を含む。以下同じ。）によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体の申立てにより、当該判決が確定した時又は請求の認諾によって当該共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった事業者を相手方として、共通義務確認訴訟の第一審の終局判決をした地方裁判所（第一審において請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了したときは、当該共通義務確認訴訟が係属していた地方裁判所）が行うものとする。

（2）簡易確定手続の開始

① 簡易確定手続開始の申立義務

2（1）の特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、簡易確定手続開始の申立てをしなければならないものとする。

② 簡易確定手続開始の申立期間及び費用の予納

簡易確定手続開始の申立ては、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了した日から一月の不変期間内にしなければならないものとし、申立てをする特定適格消費者団体は、④の官報公告並びに申立団体及び相手方に対する通知に要する費用として裁判所の定める金額を予納しなければならないものとする。

③ 簡易確定手続開始決定

裁判所は、簡易確定手続開始の申立てが不適法であると認めるとき又は②の費用（官報公告並びに申立団体及び相手方に対する通知に要する費用）の予納がないときを除き、簡易確定手続開始の決定（以下「簡易確定手続開始決定」という。）をするとともに、簡易確定手続開始決定と同時に、対象債権の届出をすべき期間（以下「届出期間」という。）及びその届出に対して認否をすべき期間（以下「認否期間」という。）を定めなければならないものとし、簡易確定手続開始の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

④ 簡易確定手続開始の公告等

裁判所は、簡易確定手続開始決定をしたときは、以下の事項を、直ちに、官報に掲載して公告するとともに、申立団体及び相手方に対して通知しなければならないものとする。

- ア 簡易確定手続開始決定の主文
- イ 対象債権及び対象消費者の範囲
- ウ 申立団体（当該簡易確定手続に係る簡易確定手続開始の申立てをした特定適格消費者団体（第3の3（6）の手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定があった場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体）をいう。以下同じ。）の名称及び住所
- エ 届出期間及び認否期間

⑤ 届出期間又は認否期間の伸長

裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、届出期間又は認否期間の伸長の決定をすることができるとともに、伸長の決定をしたときは、申立団体及び相手方に対し、その旨を通知しなければならないものとし、届出期間の伸長の決定をしたときは、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならないものとする。

（3）申立団体による通知及び公告等

① 申立団体による通知

簡易確定手続開始決定がされたときは、申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、知っている対象消費者に対し、被害回復裁判手続及び事案の内容その他所定の事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならないものとする。

② 申立団体による公告等

簡易確定手続開始決定がされたときは、申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、①の所定の事項を相当な方法により公告しなければならないものとする。

③ 相手方による公表

相手方は、申立団体の求めがあるときは、インターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、届出期間中、（2）④の事項（簡易確定手続開始決定の主文等の公告事項）を公表しなければならないものとする。

④ 情報開示義務

ア 相手方は、対象消費者の氏名及び住所等が記載された文書（電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）を所持する場合において、届出期間中に申立団体の求めがあるときは、開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するときを除き、当該文書を当該申立団体に開示することを拒むことができないものとする。

イ 文書の開示は、その写しの交付（電磁的記録については、当該電磁

的記録を出力した書面の交付又は当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供)により行うものとし、相手方は、個人(対象消費者でないことが明らかである者を除く。)の氏名及び住所等が記載された部分以外の部分を除いて開示することができるものとする。

⑤ 情報開示命令等

ア 申立団体は、裁判所に対し、情報開示命令(相手方が情報開示義務を負い、申立団体に開示しなければならない文書について、④イの方法による開示を相手方に命ずる旨の決定をいう。以下同じ。)の申立てをすることができるものとする。

イ 情報開示命令の申立ては、文書の表示を明らかにしてしなければならないものとする。

ウ 裁判所は、情報開示命令の申立てを理由があると認めるときは、情報開示命令を発するものとする。

エ 裁判所は、情報開示命令の申立てについて決定をする場合には、相手方を審尋しなければならないものとし、情報開示命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

オ 情報開示命令は、執行力を有しないものとする。

カ 相手方が正当な理由なく情報開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、過料に処するものとし、この決定には即時抗告をすることができるものとする。

(4) 対象債権の確定

① 対象債権の届出

ア 簡易確定手続開始決定に係る対象債権については、申立団体に限り、届出期間内に簡易確定手続開始決定をした裁判所に届け出ることができるものとし、当該届出は、届出消費者その他所定の事項を記載した書面を提出してしなければならないものとする。

イ 届出の時に対象消費者が対象債権に基づく訴えを提起するとすれば日本の裁判所が管轄権を有しないときは、申立団体は、当該対象債権の届出をすることができないものとし、対象消費者が提起した対象債権に基づく訴訟その他の事件が裁判所に係属している場合には、当該対象債権の届出をすることができないものとする。

② 簡易確定手続についての対象消費者の授権

ア 申立団体が対象債権について簡易確定手続を迫るするには、当該対象債権を有する対象消費者の授権(申立団体のうちから一の申立団体を限り授権をすることができる。)がなければならないものとする。

イ 授権は取り消すことができるものとし、相手方に通知しなければ効

力を生じないものとする。

ウ 簡易確定決定があるまでに申立団体が届出債権について、授権を欠いたときは、当該届出債権については、届出の取下げがあったものとみなし、申立団体の特定認定の取消し又は失効があった場合について所要の措置を整備するものとする。

エ 届出消費者は、簡易確定決定があった後に、授権を取り消したときは、更に特定適格消費者団体に授権をすることができないものとする。

③ 説明義務

申立団体は、授権に先立ち、授権をしようとする者に対し、被害回復裁判手続及び事案の内容等について説明をしなければならないものとする。

④ 契約の締結及び解除

申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、授権に係る契約の締結を拒絶してはならず、またその契約を解除してはならないものとする。

⑤ 時効の中断

対象債権の届出があったときは、時効の中断に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があったものとみなすものとする。

⑥ 届出消費者表の作成等

裁判所書記官は、届出消費者表を作成しなければならないものとし、届出消費者表には、各届出債権について、その内容等を記載しなければならないものとする。

⑦ 届出債権の認否

相手方は、届出期間内に届出があった届出債権の内容について、認否期間内に、認否をしなければならないものとし、認否期間内に認否がないときは、届出債権の内容を認めたものとみなすとともに、届出債権の内容の全部を認めたときは、届出債権の内容は、確定するものとする。

⑧ 認否を争う旨の申出

申立団体は、届出債権が確定したときを除き、届出債権の認否に対し、認否期間の末日から一月の不変期間内に、裁判所に認否を争う旨の申出をすることができるものとするとともに、裁判所は、認否を争う旨の申出が不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならないものとし、その決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

⑨ 証拠調べの制限

対象債権の届出についての審理においては、証拠調べは、書証に限りすることができるものとする。

⑩ 簡易確定決定

ア 裁判所は、認否を争う旨の申出があった場合には、届出を却下する場合を除き、当事者双方を審尋して、簡易確定決定をしなければならないものとする。

イ 届出債権についての請求を認容する簡易確定決定（以下「届出債権支払命令」という。）については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができるものとする。

⑪ 認否を争う旨の申出がないときの届出債権の確定等

認否を争う旨の申出がないときは、届出債権の内容は、届出債権の認否の内容により確定するものとし、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有するものとする。

⑫ 異議の申立て等

ア 当事者は、簡易確定決定の決定書の送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができるものとし、届出消費者も、申立団体が決定書の送達を受けた日から一月の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。

イ 適法な異議の申立てがあったときは、簡易確定決定は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失うものとし、適法な異議の申立てがないときは、簡易確定決定は、確定判決と同一の効力を有するものとする。

⑬ 民事訴訟法の準用

特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法の規定を準用するものとする。

(5) 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

① 訴え提起の擬制等

簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、対象債権の届出に係る請求については、当該届出の時に、申立団体（当該届出に係る届出消費者が当該異議の申立てをしたときは、その届出消費者）を原告として、当該簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があったものとみなすものとし、訴えの提起があったものとみなされる事件は、当該地方裁判所の管轄に専属するものとしつつ、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、その事

件に係る訴訟を民事訴訟法第4条第1項又は第5条第1号、第5号若しくは第9号の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができるものとする。

② 異議後の訴訟についての届出消費者の授権等

ア 申立団体は、異議後の訴訟を迫行するには、届出消費者の授権（その申立団体に限り、授権をすることができる。）がなければならないものとする。

イ 授権は取り消すことができるものとし、相手方に通知しなければ効力を生じないものとする。

ウ 届出消費者は、授権を取り消し又は自ら異議後の訴訟を迫行したときは、更に特定適格消費者団体に授権をすることができないものとする。

エ 申立団体は、授権に先立ち、被害回復裁判手続及び事案の内容等について説明をしなければならないものとし、正当な理由があるときを除いては、授権に係る契約の締結を拒絶してはならないとともに、その契約を解除してはならないものとする。

オ 申立団体が授権を欠いたときは、届出消費者が受継することとし、申立団体の特定認定の失効又は取消しがあった場合について所要の措置を整備するものとする。

③ 訴えの変更の制限

異議後の訴訟においては、原告は、訴えの変更（届出消費者又は請求額の変更を内容とするものを除く。）をすることができないものとし、被告は、反訴を提起することができないものとする。

④ 異議後の判決

ア 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求についてすべき判決が届出債権支払命令と符合するときは、届出債権支払命令の手続が法律に違反したものであるときを除き、その判決において、届出債権支払命令を認可しなければならないものとする。

イ アにより届出債権支払命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求についてすべき判決においては、届出債権支払命令を取り消さなければならないものとする。

3 特定適格消費者団体のする仮差押え

(1) 特定適格消費者団体のする仮差押え

特定適格消費者団体は、当該特定適格消費者団体が債務名義を取得することとなる対象債権の実現を保全するため、民事保全法（平成元年法律第91号）の規定により、保全すべき権利に係る金銭の支払義務についての共

通義務確認の訴えを提起することができる場合に限り、仮差押命令の申立てをすることができるものとし、保全すべき権利については、対象債権及び対象消費者の範囲並びに対象債権の総額を明らかにする。

(2) 仮差押えをした特定適格消費者団体の義務

特定適格消費者団体は、(1)の仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをし、又は当該財産について強制執行若しくは担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするときは、当該特定適格消費者団体が債務名義を取得した届出債権及び取得することとなる届出債権を平等に取り扱わなければならないものとする。

(3) 民事保全法の特例

仮差押命令事件の管轄、保全取消しに関して、所要の民事保全法の特例となる規定を設けるものとする。

4 補則

(1) 訴訟代理権の不消滅

訴訟代理権は、被害回復裁判手続の当事者である特定適格消費者団体の第3の1(1)の特定認定が失効し又は取り消されたことによっては、消滅しないものとする。

(2) 手続の中断及び受継

共通義務確認訴訟等の手続の当事者である特定適格消費者団体の第3の1(1)の特定認定が失効し又は取り消されたときは、訴訟代理人がある場合等を除き、その手続は中断するものとし、第3の3(6)の内閣総理大臣の指定を受けた特定適格消費者団体等は、その手続を受け継がなければならないものとする。

(3) 関連する請求に係る訴訟手続の中止

共通義務確認訴訟が係属する場合において、その訴訟の当事者である事業者と対象消費者との間に、その訴訟の目的である請求又は防御の方法と関連する請求に係る訴訟が同時に係属するときは、当該訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、決定で、その訴訟手続の中止を命ずることができるものとする。

(4) 共通義務確認訴訟の判決が後の判決によって変更された場合の取扱い

簡易確定手続開始決定の基礎となった共通義務確認訴訟の判決が後の判決によって変更された場合には、簡易確定手続が係属する裁判所は、決定で、対象債権の届出を却下しなければならないものとし、異議の申立てにより訴えの提起があったものとみなされる事件が係属する裁判所は、判決で、当該訴えを却下しなければならないものとする。

(5) 最高裁判所規則

被害回復裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

第3 特定適格消費者団体

1 特定適格消費者団体の認定等

(1) 特定適格消費者団体の認定

被害回復関係業務は、内閣総理大臣の認定（以下「特定認定」という。）を受けた適格消費者団体に限り、行うことができるものとし、その認定を受けようとする適格消費者団体は、内閣総理大臣に特定認定の申請をしなければならないものとする。

(2) 特定認定の要件

内閣総理大臣は、特定認定の申請をした適格消費者団体が次の①～⑦に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、特定認定をすることができるものとする。

- ① 差止請求関係業務（消費者契約法第13条第1項に規定するものをいう。）を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。
- ② 被害回復関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
- ③ 被害回復関係業務の執行を決定する機関として理事会が置かれ、かつ、その決定の方法について所要の要件を満たすものであるとともに、理事のうち一人以上が弁護士であること。
- ④ 人的体制に照らして被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。
- ⑤ 被害回復関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること。
- ⑥ 特定適格消費者団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。
- ⑦ 被害回復関係業務以外の業務を行うことによって被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(3) 業務規程

(2) ②の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法等が定められていなければならないものとする。

(4) 欠格事由

消費者の利益の擁護に関する法令等に違反して罰金の刑に処せられ、そ

の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないものその他所定の事由に該当する適格消費者団体は、特定認定を受けることができないものとする。

(5) 特定認定の申請、公告、公示等

- ① 特定認定の申請は、申請書を添付書類とともに内閣総理大臣に提出し、しなければならぬものとし、特定認定後に申請内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書を提出しなければならぬものとする。
- ② 内閣総理大臣は、特定認定の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び所定の事項を公告するとともに、所定の書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならぬものとし、特定認定をしたときは、当該特定適格消費者団体の名称等を公示するとともに、当該団体に通知するものとする。
- ③ 特定適格消費者団体は、特定適格消費者団体である旨を、事務所において見やすいように掲示しなければならぬものとし、特定適格消費者団体でない者は、その名称中に特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用いること等をしてはならぬものとする。

(6) 特定認定の有効期間等

特定認定の有効期間は、当該特定認定の日から起算して三年（消費者契約法に基づく適格消費者団体の認定の有効期間の残存期間が特定認定の有効期間より短い場合には、その残存期間と同一）とし、特定認定の有効期間の満了後引き続き被害回復関係業務を行おうとする特定適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならぬものとする。

(7) 合併又は事業の譲渡の届出及び認可等

特定適格消費者団体に係る合併又は事業の譲渡に係る届出及び認可に関し、所要の規定の整備を行うものとする。

(8) 業務廃止の届出

特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬものとする。同時に、内閣総理大臣は、その旨を公示するものとする。

(9) 特定認定の失効

特定適格消費者団体について、特定認定の有効期間が経過したとき、消費者契約法第13条第1項の認定が失効又は取り消されたときその他所定の事由が生じたときは、特定認定は、その効力を失うものとする。

2 被害回復関係業務等

(1) 特定適格消費者団体の責務

特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならないものとし、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならないものとするなど、所定の責務規定を遵守しなければならないこととする。

(2) 弁護士に追行させる義務

特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行う場合において、民事訴訟に関する手続（簡易確定手続を含む。）、仮差押命令に関する手続等については、弁護士に追行させなければならないものとする。

(3) 他の特定適格消費者団体への通知等

特定適格消費者団体は、共通義務確認の訴えの提起があった等、所定の場合においては、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容を内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。

(4) 個人情報の取扱い

- ① 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に関し、消費者の個人情報を保管し、又は利用するに当たっては、当該消費者の同意がある場合等を除き、その業務の目的の達成に必要な範囲内でこれを保管し、及び利用しなければならないものとし、消費者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないものとする。
- ② 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならないものとする。

(5) 秘密保持義務

特定適格消費者団体の役員等は、正当な理由がなく、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(6) 財産上の利益の受領の禁止等

特定適格消費者団体又はその役員等は、特定適格消費者団体が追行する被害回復裁判手続の相手方から、その手続の追行に関し、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者に受けさせてはならないものとする。ただし、財産上の利益には、その相手方がその手続の追行に関してした不法行為によって生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれないものとし、特定適格消費者団体については、届出債権の認否等に基づく金銭の支払として財産上の利益を受けるときその他の所定の場合を除くものとする。

(7) 業務の範囲及び区分経理

特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に支障がない限り、当該業務以外の業務を行うことができるものとするとともに、所要の区分経理をしなければならぬものとする。

3 監督

(1) 帳簿書類の作成及び保存

特定適格消費者団体は、所要の帳簿書類を作成し、保存するものとする。

(2) 書類の備置き、閲覧及び提出等

- ① 特定適格消費者団体は、毎事業年度、被害回復関係業務が適正に遂行されているかどうかについて、学識経験者が行う調査を受けなければならないものとする。
- ② 特定適格消費者団体は、業務規程等の所定の書類について、事務所に備え置き、事業年度終了後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならないものとするとともに、閲覧等を請求されたときに、正当な理由なく拒むことができないものとする。

(3) 報告及び立入検査

内閣総理大臣は、必要な限度において、特定適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(4) 適合命令及び改善命令

内閣総理大臣は、特定適格消費者団体が1(2)に掲げる特定認定の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該団体に対しこれらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとするほか、特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該団体に対し業務運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(5) 認定の取消し等

- ① 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、偽りその他不正な手段により特定認定等を受けたときその他所定の事由があるときは、特定認定を取り消すことができるものとする。
- ② 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、被害回復裁判手続においてその相手方と通謀して対象消費者の利益に著しく反する訴訟その他の手続を迫行したと認められるときその他所定の事由があるときは、消費者契約法第13条第1項の認定を取り消すことができるものとする。

(6) 手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等

- ① 被害回復裁判手続の当事者である特定適格消費者団体の特定認定が失

効し又は取り消されるなどしたときは、内閣総理大臣はその手続等を受け継ぐべき特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。

- ② 内閣総理大臣は、①の指定を受けた特定適格消費者団体（以下「指定特定適格消費者団体」という。）について、特定認定が失効し又は取り消されるなどしたときは、その指定を取り消さなければならないこととしつつ、指定特定適格消費者団体が受け継ぐことになった手続をその指定前に追行していた特定適格消費者団体の特定認定又は消費者契約法第13条第1項の認定の取消処分等が取り消されるなどしたことを理由として取り消すことはできないこととする。
- ③ 内閣総理大臣は、①の指定をしたときは、その旨及び指定をした日を公示するとともに、その指定を受けた特定適格消費者団体及び被害回復裁判手続が係属している裁判所に対して、指定をした旨を通知するものとする。
- ④ ①の指定を受けた特定適格消費者団体は、遅滞なく、届出消費者にその旨を通知しなければならないとともに、特定適格消費者団体であった法人は、遅滞なく、その指定を受けた特定適格消費者団体に対し、その指定の対象となった事件について被害回復関係業務を引き継ぐために必要な一切の行為をしなければならないものとする。

4 その他

(1) 官公庁等への協力依頼

内閣総理大臣は、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。

(2) 情報の公表等

内閣総理大臣は、特定適格消費者団体から所定の報告を受けたときは、速やかに、共通義務確認訴訟の確定判決の概要その他所定の事項を公表するものとし、特定適格消費者団体は、対象消費者に対し、共通義務確認の訴えを提起したことその他必要な情報を提供するよう努めなければならないものとする。

(3) 特定適格消費者団体への協力等

独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該団体が被害回復関係業務を適切に遂行するために必要な限度において、当該団体に対し、所定の情報を提供することができるものとする。情報提供を受けた特定適格消費者団体は、当該情報の目的外利用等をしてはならないものとする。

(4) 報酬

特定適格消費者団体は、被害回復裁判手続の追行について授権をした者

との契約で定めるところにより、被害回復関係業務に関し、報酬を受けることができるものとする。

(5) 権限の委任

内閣総理大臣は、一定の権限を消費者庁長官に委任するものとする。

第4 その他

1 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

2 他の法律

関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。